

「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針（案）」  
に係るパブリックコメント実施要領

1 件 名

「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針（案）」についての  
意見等募集

2 目 的

この要領は、「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」を策定するに当たり、広くその案を公表し、市民等の意見を聴くことによって、計画作成に係る市民等の参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

3 内 容

公共施設の使用料については、長年据え置かれてきたものも多く、適正な見直しが必要になってきていること、また、有料と無料の施設があり、施設間格差の是正を図ることも必要となってきていることから、市では市民が利用する公共施設の使用料設定に当たっての基本的な考え方を整理し、統一的な指標を得るため、「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」を策定し、公共施設の使用料の適正な設定に取り組むこととしました。

そこで、本基本方針の案を公表し、皆様のご意見を募集します。

また、本基本方針（案）を基に算出しました各施設の使用料（利用料）の一覧表を基本方針（案）に添付します。この一覧表の提示をもって各施設の設置及び管理に関する条例改正（素案）等のパブリックコメントに変えさせていただきます。

4 新たに使用料（利用料）を設定する施設

公民館（会議室等）、南流山センター（会議室等）、リサイクルプラザ・プラザ館、コミュニティプラザ（会議室等）、北部地域図書館、杜のアトリエ黎明

5 現行料金を改定する施設

文化会館（市民会館）、公民館（ホール等）、南流山センター（ホール等）、総合運動公園等有料体育施設、コミュニティプラザ有料体育施設

6 駐車場有料化施設

文化会館駐車場

7 実施時期

- ・平成20年流山市議会第1回定例会（3月議会）に関係条例の改正について議案の提出を予定しています。
- ・議案が議決された後、平成20年10月1日からの実施予定となります。

8 意見募集期間

平成19年12月1日（土）～平成20年1月4日（金）＜必着＞

9 基本方針（案）の公表

企画財政部企画政策課（市役所3階）、公民館、南流山センター、杜のアトリエ黎明、コミュニティプラザ、リサイクルプラザ・プラザ館、中央図書館、北部地域図書館、総合体育館、生涯学習センター、各出張所の窓口で閲覧できます。

また、市ホームページでもご覧いただけます。

10 意見等が提出できる者

- （1）市内に住所を有する者
- （2）市内に事務所または事業所を有する者
- （3）市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- （4）市内に存する学校に在学する者
- （5）パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

11 意見などの提出方法

住所、氏名を明記し、郵便、ファックス、電子メール、直接持

参いずれかの方法で提出（様式は自由）してください。

お寄せ頂きましたご意見は、これに対する流山市の考え方とともに、整理した上で公表いたします。

ただし、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 1 2 問い合わせ、意見提出先

〒270-0192 市役所 企画財政部 企画政策課宛

電話 7150-6064、F A X 7150-0111

電子メール [kikakukeiei@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:kikakukeiei@city.nagareyama.chiba.jp)